

令和5年度 第7回 砂川市立小中学校統合準備委員会 次第

日 時 令和5年12月26日(火) 18:00～
場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 統合準備委員会会長

3. 報告事項

- ・義務教育学校の開校に向けた提言書（校名について）について
- ・乗り入れ授業について

4. 協議事項

- ①義務教育学校の制服について
- ②スクールバスの運行について

5. その他

6. 閉 会

別添資料

- 別添1 義務教育学校の開校に向けた提言書（校名について）

義務教育学校の開校に向けた提言書（校名について）について

【日 時】 令和5年12月8日（金） 13時

【場 所】 砂川市教育委員会教育長室

【提言書】 別添1のとおり

乗り入れ授業について

【日 時】 ①令和5年11月27日（月） 10：45～11：25
②令和5年11月29日（水） 13：20～15：00
③令和5年12月11日（月） 13：20～14：05
④令和5年12月12日（火） 13：20～15：00
⑤令和5年12月13日（水） 13：20～14：05

【場 所】 砂川中学校

【教 科】 ①社会
②国語、音楽、技術
③英語
④数学、体育
⑤体育

【参加者】 ①中央小学校 5年生 18名、空知太小学校 5年生 19名
②中央小学校 6年生 23名、空知太小学校 6年生 17名
北光小学校 6年生 8名
③豊沼小学校 5年生 10名、北光小学校 5年生 7名
④砂川小学校 6年生 22名、豊沼小学校 6年生 8名
⑤砂川小学校 5年生 35名

合計 5年生 89名、6年生 78名

義務教育学校の制服について

令和8年度に義務教育学校が開校するにあたり、新たに指定制服・指定ジャージ・指定上靴（以下「制服等」という。）をどうするのか検討しなければなりません。制服等の導入時期については、令和8年度の開校に合わせて導入することが決定されておりますが、何年生から着用するのかやデザインはどうするのかなどの検討が必要となります。

○制服等の決定に係る検討事項

①何年生から制服等を着用するのか

- ・1年生から
- ・2ndステージ（5年生）から
- ・中学1年生に当たる7年生から
- ・3rdステージ（8年生）から

②制服のデザインはどうするのか

- ・ブレザー
- ・詰襟、セーラー

③制服等業者はどうするのか

→制服・ジャージについて業者選考会（公募型プロポーザル）を実施する。

④業者選考会はどうするのか

→統合準備委員を選考委員として、別紙実施要領（案）及び評価基準表（案）により公募型プロポーザル（企画提案）方式により実施する。なお、制服、ジャージと評価を分けて実施するが、同一業者がそれぞれ最高得点をとった場合については、同一業者を指定業者とする。

⑤デザイン案の検討及び決定について

→PTA組織によりデザイン案を検討し、児童・生徒や保護者の意見も取り入れながら決定する。

⑥今後のスケジュール（予定）について

- ・令和6年1月中旬・・・プロポーザル実施要領の公表
3月26日（火）18時～・・・業者選考会
6月～12月・・・デザイン検討
- ・令和7年1月～3月・・・デザイン決定
4月～9月・・・制服販売店決定
12月・・・制服合わせ、注文
- ・令和8年3月・・・納品

スクールバスの運行について

1 前回までの確認事項

項目	内容	確認
対象者	1stステージで2km以上、2nd3rdステージで3km以上の区域に居住する児童生徒をスクールバスの乗車対象者とする	確認済

2 本会議の協議事項

項目	内容	確認
利用料金	通学支援策として、現行に引き続き「無料」とする	
対象者	乗車対象者の基準における境界線について	

3 検討スケジュール

協議事項	協議時期	
①対象者について	9月～11月	第3～5回委員会
②利用料金、一般利用について	12月～3月	第6回委員会～
③停留所、運行経路について		
④運行回数等の運行内容について		
⑤その他について		

説明資料

- スクールバスの利用料金について
- 乗車対象者基準における 2 km 及び 3 km の境界線の考え方について

スクールバスの利用料金について

- 小中学校の適正配置により遠距離通学となる児童生徒に対し、通学支援策としてスクールバスを運行するため、中学校統合時と同様に、利用料金については無料としたい。

乗車対象者基準における2km及び3kmの境界線の考え方について①

- 乗車対象者の基準は、「1stステージ 2km以上・2nd3rdステージ 3km以上」
- 乗車対象者の基準は、2地点間（義務教育学校から自宅まで）を徒歩経路で算出（他市町においても、同方法か統合前校区（旧石山中校区のような）で整理が大半）
- 線引きは、条丁又は条丁番で行う。線引きが難しい地区は、例として「〇〇道路より南で乗車基準に該当する児童生徒」のような設定で整理することとしたい

乗車対象者基準における2km及び3kmの境界線の考え方について②

線引きする際に、同じ条丁・条丁番で乗車基準を満たす世帯と満たさない世帯があることから、以下の2案いずれかで整理する

① 対象の区域に居住する児童生徒は全て乗車対象

利用者が住所から対象かどうかすぐにわかるため、周知等も含め簡潔である。ただし、隣接する区域で同距離の世帯があった場合に不公平感が生じる可能性がある。

② 対象の区域内で乗車基準に満たないものは、乗車不可

乗車基準を満たす世帯のみが乗車する一律した運用が可能となる。ただし、「〇条〇丁目〇番で乗車基準を満たす」との規定にした場合に、利用者が実際に対象かどうかわかりにくく、周知等も含め煩雑になる。

児童生徒数が特に少ない地域について

乗車基準を完全に満たす地域

- 富平全域
- 一の沢全域
- 袋地全域
- 豊沼町全域
- 西豊沼全域

乗車基準内外が混在する地域

- 焼山
- 宮城の沢
- 北・南吉野
- 東豊沼



上記地域は、道路・河川・用水路で線引きをし、その後乗車基準に照らし委員会で対象者を確認及び利用者周知することとしたい